

承第1号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、  
同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

市長専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、和歌山市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要が生じたが、同条例の制定については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和4年3月31日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市税条例等の一部を改正する条例

### (和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第38条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）所得割の納稅義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第38条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納稅義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の4に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）特定配偶者の氏名

第40条第5項第2号及び第50条第33項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第51条の3第4項中「第11項」を「第13項」に、「第6項及び」を「第7項及び」に、「及び次項」を「から第6項まで」に、「及び第6項」を「から第7項まで」に、「この項に」を「この項から第6項までに」に改め、同条第5項中「法人税法第69条第16項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）法人税法第69条第16項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

（2）法人税法第69条第16項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

（3）地方法人税法第12条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第51条の3第11項中「第6項及び第7項」を「第7項及び第8項」に改め、同項の表第6項の項中「第6項」を「第7項」に、「第9項」を「第11項」に改め、同表第7項の項中「第7項」を「第8項」に改め、同条第11項を同条第13項とし、同条第10項中「第6項及び第7項」を「第7項及び第8項」に改め、同項の表第6項の項中「第6項」を「第7項」に、「第9項」を「第11項」に改め、同表第7項の項中「第7項」を「第8項」に改め、同

条第10項を同条第12項とし、同条第9項第1号中「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「第69条第20項」を「第69条第21項」に改め、「場合」の次に「（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（3）地方法人税法第12条第11項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第1号及び第3号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第51条の3第9項を同条第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 対象事業年度について前項の規定を適用して第50条第29項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。  
第51条の3第8項中「この項」の次に「から第11項まで」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「及び第9項第1号」を「から第11項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「次項から第9項まで」を「次項から第10項まで」に、「この項から第9項まで」を「この項から第11項まで」に、「この項及び第9項第1号」を「この項及び第10項第1号」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の次に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第8項及び第9項第1号」を「第9項から第11項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 適用事業年度について前項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して第50条第29項に規定する申告書の提出又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正がされた後における前2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。  
第51条の3の4第2項中「第6項」を「第7項」に、「第10項及び第11項」を「第12項及び第13項」に改める。

第53条の3第3項中「勧告若しくは」を削る。

第62条第2項中「第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者」の次に「（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同

条第5項」を「同法第2条第5項」に改める。

附則第2条第1項第1号中「令和3年12月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「に第1項」を「に同項」に改める。

附則第2条の2第1項第1号中「令和3年12月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「に第1項」を「に同項」に改める。

附則第2条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改め、同項第1号中「第17項」を「第19項」に改める。

附則第4条の3の前の見出しを削り、同条に見出として「（法人の市民税の非課税）」を付する。

附則第4条の4を削る。

附則第5条の3第1項中「第51条の3第7項」を「第51条の3第8項」に、「同条第10項及び第11項」を「同条第12項及び第13項」に、「第6項」を「第7項」に、「第7項」を「、第8項」に改める。

附則第6条第1項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、同項第5号中「使用する者が」を「使用する者（令和4年4月1日以後に供用が開始された同法第2条第3号に規定する公共下水道の同条第7号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等に」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和5年度」に改め、同条第6項中「平成22年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「5分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「第15項」を「第14項」に改め、同条中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を第13項とし、同条第15項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項中「第24項」を「第23項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第19項を第18項とし、第20項を第19項とし、第21項を第20項とし、同条第22項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項」に、「同条第4項第6号」を「同条第3項第6号」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項第1号ア中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ウ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項

中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を同条第23項とし、同条第25項中「令和4年3月31日までの間に」を「令和7年3月31日までの間に新設した」に改め、同項を同条第24項とし、同条第26項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第25項とし、同条中第27項を第26項とし、第28項を第27項とし、第29項及び第30項を削り、同条第31項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第38号）の施行の日」に、「同法第15条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第15条」に改め、「3分の2」の次に「（当該土地及び償却資産のうち同法第2条第3項第8号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の4分の3）」を加え、同項を同条第28項とし、同条第32項を同条第29項とし、同条第33項中「令和2年4月1日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日」に、「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第19条第7項の規定による公告があつた同条第1項に規定する地域計画において同条第3項の規定により地図に表示された同法第4条第1項に規定する農用地等に係る同法第19条第3項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第30項とし、同条第34項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を同条第31項とし、同条第35項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第26条」を「第28条」に改め、同項を同条第32項とし、同条第36項を同条第33項とする。

附則第6条の2中「若しくは第12項」を削る。

附則第6条の3中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第7条第1項中「昭和38年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、「第7条の4の2第1項において同じ。」の次に「（住宅の新築に係る都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「昭和39年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に改める。

附則第7条の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「第10条

「第2号」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7条の3第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7条の4第1項、第4項及び第5項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第9項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「同年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「改修工事で」を「改修工事その他の工事で」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第10項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「同年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第11項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第12項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改める。

附則第7条の4の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第4項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第5項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第6項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第7項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第7条の6第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条第6号アの表(イ)中「令和4年度又は」を「令和4年度である場合であつて、当該土地が令和3年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第15号)第1条の規定による改正前の和歌山市税条例(以下「令和4年改正前の条例」という。)第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イ

の表（イ）中「令和4年度又は」を「令和4年度である場合であつて、当該土地が令和3年度分の固定資産税について令和4年改正前の条例第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第8条の2第3項の表附則第6条第17項、第26項から第28項まで、第30項、第31項及び第34項並びに附則第6条の3の項及び同条第4項の表附則第6条第17項、第26項から第28項まで、第30項、第31項及び第34項並びに附則第6条の3の項中「附則第6条第17項、第26項」を「附則第6条第16項、第25項」に、「第30項、第31項及び第34項」を「及び第31項」に改める。

附則第9条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第9条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和4年改正前の条例」を加える。

附則第16条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「固定資産税について」の次に「令和4年改正前の条例」を加える。

附則第22条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第23条の2の6第8項中「同条第5項」を「同条第1項」に、「第5項の」」を「同項の」」に改める。

附則第23条の3第8項中「同条第5項」を「同条第3項」に、「第1項の」」を「同項の」」に改める。

附則第23条の4の2第4項中「第1項の」」を「同項の」」に改める。

附則第37条第1項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第17項」を「第19項」に改め、同条第2項の表以外の部分及び同項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「第9項」を「第4項まで若しくは第6項から第10項」に改める。

附則第39条第5項中「第18項」を「第17項」に改める。

附則第44条第1項を削り、同条第2項中「附則第2条の3の2第1項及び第3項並びに」を「附則第2条の3の2第3項及び」に、「附則第2条の3の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第37条第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条とする。

附則第45条第1項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に

改める。

第2条 和歌山市税条例の一部を次のように改正する。

第31条第10項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第38条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第12項中「特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第38条第1項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第35条第3項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第37条第1項ただし書中「同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）」の第32条第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第38条第2項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、「付記された事項」の次に「（総務省令で定める事項を除く。）」を加える。

附則第21条の3第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税」を「前年分の所得税」に、「につき同項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある第31条第10項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第23条の2の5第2項を削る。

附則第23条の2の6第1項中「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「第37条第1項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第37条の12の2第1項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改め、同条

中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「年の末日の属する年度の翌年度の市民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第8項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の次に「（租税特別措置法第37条の12の2第5項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第5項の規定の適用がある場合における」を「第4項の規定の適用がある場合における」に、「附則第23条の2の6第5項」を「附則第23条の2の6第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項及び第9項を削る。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、和歌山市税条例第50条第12項を同条第23項とし、同項の前に6項を加える改正規定（同条第17項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の次に「（同条第5項の規定の適用がある場合には、同項第1号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同条第19項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の次に「（同条第5項の規定の適用がある場合には、同項第2号イに規定する場合における当該金額）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第3条の規定 公布の日

（2）第1条中和歌山市税条例第38条の2の見出し及び同条第1項並びに第38条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第2条の3の2第1項、第22条の2第3項、第37条及び第44条の改正規定並びに次条第1項から第6項まで及び附則第6条の規定  
令和5年1月1日

（3）第2条及び附則第3条の規定 令和6年1月1日

（4）第1条中和歌山市税条例附則第7条の2第1項の改正規定（「第10条第2号」を「第11条第1項」に改める部分に限る。） 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）

## 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

- (5) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第31項の改正規定（同項を同条第28項とする部分を除く。）並びに附則第4条第9項及び第5条第4項の規定 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第38号）の施行の日
- (6) 第1条中和歌山市税条例附則第6条第33項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める部分及び同項を同条第30項とする部分を除く。）並びに附則第4条第10項及び第11項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第38条の2 第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第38条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第38条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第38条の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第2条の3の2の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第6項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第6項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第5項及び第6項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第5項及び第6項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新条例附則第37条第2項及び第3項の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1

月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第6項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第6項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第6項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第6項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧条例附則第44条第1項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第2条の3の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

6 新条例附則第44条の規定は、市民税の所得割の納稅義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納稅義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 旧条例附則第4条の4第1項の大会関連外国法人の令和4年1月1日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例（次項において「6年新

条例」という。) の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 6年新条例附則第23条の2の6第4項の規定の適用については、令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書(当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和2年から令和4年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る和歌山市税条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第15号)第2条の規定による改正前の和歌山市税条例附則第23条の2の6第5項に規定する申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。))」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書(当該年が令和3年又は令和4年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係る旧申告書)を連続して」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和7年3月31日までの間に旧条例第62条第2項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法(昭和29年法律第51号)第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「3分の1」とあるのは「3分の2」と、「3分の2」とあるのは「6分の5」とする。
- 3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成22年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第6項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに製造された旧条例附則第6条第12項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第6条第29項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日から令

和4年3月31日までの間に旧条例附則第6条第30項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第29項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和2年4月1日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第30項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第30項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第11条第2項に規定する同法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定により公表された協議の結果において、市が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第30項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和2年4月1日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日」と、「認定就農者（）」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第11条第2項に規定する同法第2条の規定による改正前の）」とする。

12 昭和38年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第7条第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和39年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第7条第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第7条の4第9項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第7条の4第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧

条例附則第7条の4の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧条例附則第7条の4の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から令和4年3月31日までの間に旧条例附則第6条第30項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第29項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、和歌山市税条例第38条の3第1項の改正規定中「第38条の3第1項中」の次に「扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。